地方税法等の一部を改正する法律の概要

総 務 省

1 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

- 〇 対象者 所得税の住宅ローン控除の適用者 (平成 21 年から平成 25 年までの入居者)
- O 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、 所得税における税額控除額と同額(最高 9.75 万円)を限度に控除
- ※ 市町村に対する申告は不要 (給与支払報告書等について、所要の改正)

○ 不動産取得税の特例措置 (平成 21 年度~平成 23 年度)

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長
- 〇 宅地評価土地(住宅用地・商業地等)に係る課税標準の特例措置(2分の1) を3年延長

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置 (平成 21 年度~平成 23 年度)

- 現行の負担調整措置を継続
 - ・負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が一定割合以上の土地に ついては、前年度課税標準額を引下げ又は据置
 - ・負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5% を加算
- 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続
- 商業地等に係る条例減額制度を継続
- 新たな条例減額制度の創設
 - ・商業地等及び住宅用地について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体 の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制できる制度を創設

2 道路特定財源関係

◎ 道路特定財源の一般財源化

- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止
- 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税及び自 動車重量譲与税とともに使途制限を廃止
- 譲与税の譲与・交付金の交付は、引き続き道路の延長・面積を基準
- 軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続
- ※ 暫定税率分も含めた税率については、今後の税制抜本改革時に検討

3 自動車税制

- ◎ 自動車取得税の時限的軽減措置 (平成 21 年度~平成 23 年度)
 - 低燃費車・低公害車等(新車)について、時限的な税率軽減措置を導入 (3年間)

電気自動車・ハイブリッド自動車等

… 免 除

乗用車等(軽自動車含む):★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成

… 75%軽減

バス・トラック(3.5t 超): 平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成

… 75%軽減

乗用車等(軽自動車含む):★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成

… 50%軽減

バス・トラック(3.5t 超): 平成 17 年排出ガス基準 10%低減達成 かつ 平成 27 年度燃費基準達成 ··· 50%軽減

(注)「★★★★」は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成

4 金融証券税制

- ◎ 配当・譲渡益に対する軽減税率 (平成21年1月1日~平成23年12月31日)
 - 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率(10%:所得税7%・住民税3%) を3年延長

施行期日 平成21年4月1日